

## 平成27年第3回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成27年3月26日(木) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 登別市役所 2階 第2委員会室
- 3 出席委員(8人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	6番	山下	浩司
委員	1番	成田	昭浩
	2番	吉鷹	敬貴
	3番	逢坂	裕明
	4番	相良	欣一
	7番	赤樫	治
	8番	近井	一夫
- 4 欠席委員(1人)

	5番	三原	一英
--	----	----	----
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
  - 第2 報告第2号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報(実勢借地料)の公表について
  - 第3 議案第2号 平成26年度農業委員会活動の点検・評価について(案)
  - 第4 議案第3号 平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について(案)
  - 第5 議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について
  - 第6 議案第5号 登別市農業委員会事務専決規程の一部改正について
  - 第7 議案第6号 農地台帳点検等実施規程の制定について
  - 第8 議案第7号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について
  - 第9 議案第8号 現況証明願について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	志水	孝暢
総括主幹	宍戸	克己

## 7 会議の概要

事務局長 　ただ今から、平成27年第3回総会を開会いたします。  
　本日は、5番三原委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

　出席委員は9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、総会は成立しております。

　それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行を井野会長にお願いいたします。

議長 　これより議事に入ります。  
　まず、日程第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

　登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長 　それでは、議事録署名委員は、7番赤樫委員、8番近井委員にお願いいたします。

　なお、本日の会議書記には、事務局職員の宍戸総括主幹を指名いたします。

　以上で、日程第1を終わります。

　次に、日程第2 報告第2号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」を議題といたします。

　事務局長から説明願います。

事務局長 　報告第2号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」ご説明いたします。

　議案書の1ページをご覧ください。

　平成26年1月1日から平成26年12月31日までの当市の農地法第3条第1項の規定による賃貸借の許可及び農用地利用集積計画に基づく賃借料のデータ30件を全国農業会議所が定めております「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づきまして算出しました結果、10a当たりで、平均値が2,392円、最高値が3,352円、

最低値が1, 143円となりました。

この、賃借料情報は平成23年から平成25年までの過去3年間分も、参考といたしまして掲載し、市のホームページで公表する予定でありますことをご報告申し上げます。

以上です。

議長 事務局長から説明がありましたが、何かご質疑ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。

それでは、採決いたします。

報告第2号は、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、報告第2号は原案のとおり認定いたします。

次に、日程第3 議案第2号「平成26年度農業委員会活動の点検・評価について」及び日程第4 議案第3号「平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、関連がありますので、一括議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第2号「平成26年度農業委員会活動の点検・評価について」及び議案第3号「平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」審議の上、意見を求めるものであります。

議案第2号「平成26年度農業委員会活動の点検・評価について」ご説明いたします。

議案書の3ページから6ページに「Ⅰ 法令事務に関する点検」を7ページに「Ⅱ 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価」について、平成26年度に実施しました農業委員会業務の実績を記載しております。

次に、議案書8ページの「Ⅲ 促進等事務に関する評価」の「1 認定農業者等担い手の育成及び確保」についてであります。平成27

年1月現在の農家数は58戸、うち主業農家は19戸、農業生産法人数は8法人で、認定農業者は19経営となっております。

平成26年度の認定農業者は、2経営増やす目標でしたが、実績は0経営で目標を達成することはできませんでした。

次に、議案書9ページの「2 担い手への農地の利用集積」ですが、平成26年度は70haを目標にしておりましたが、期間満了に伴う再設定はありましたが、新たな集積には至りませんでした。

次に、議案書10ページの「3 違反転用への適正な対応」についてですが、違反転用はありませんでした。

次に、議案第3号「平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。

議案書12ページの「I 法令事務（遊休農地に関する措置）」ですが、例年どおり農地パトロールを実施することとし、平成27年度の重点地区を片倉町・登別本町地域としております。

議案書13ページの「II 促進等事務」の「1 認定農業者等担い手の育成及び確保」についてですが、平成27年度は認定農業者を1経営増やす目標としております。

次に、議案書14ページの「2 担い手への農地の利用集積」ですが、平成27年度の目標は、これまでの集積面積の概ね10%増加を目標として、昨年同様70haとします。

次に、議案書15ページの「3 違反転用への適正な対応」についてですが、違反転用はありませんが、今後ともそのような事例が発生しないように、引き続き監視を続けることとしております。

説明はこれで終わりますが、本件につきましては、4月1日から4月30日までの1か月間、パブリックコメントにより農業者等の意見を募集することになっております。

以上です。

議 長 　ただ今、議案第2号、第3号について、事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。  
何か、ございませんか。  
（「無し」の声あり。）

議 長 　よろしいですか。  
それでは、採決いたします。

議案第2号及び第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号、第3号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第5 議案第4号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案書の16ページをご覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定による、当市の下限面積は、平成21年12月8日付けで0.5haと設定しております。

平成27年度の下限面積の設定につきましても、新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図るため、引き続き現在設定しております0.5haの下限面積とするものであります。

以上です。

議長 事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第6 議案第5号「登別市農業委員会事務専決規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第5号「登別市農業委員会事務専決規程の一部改正について」審議の上、意見を求めるものであります。

農地法の一部を改正する法律が平成21年12月15日に施行されたことに伴いまして、登別市農業委員会事務専決規程の一部も改正する必要がありましたが、行っていなかったことから、改正するものであります。

農地法第4条第1項及び第5条第1項の各号が変更になったことから議案書の18ページのとおり一部改正するものであります。

資料といたしまして、議案書の19ページに新旧対照表を掲載しております。

この規程の第4条第2号の内容は、農地法第4条及び第5条の規定に基づく市街化区域内の農地を、農地以外に転用する場合の農業委員会の届出に関する事項であります。

以上です。

議長 事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。  
それでは、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第6号「農地台帳点検等実施規程の制定について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第6号「農地台帳点検等実施規程の制定について」審議の上、意見を求めるものであります。

農地台帳につきましては、平成26年4月1日に施行されました

改正農地法により、農業委員会が一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳及び地図を作成し、公表することとされました。

経過措置としまして、平成27年3月31日までは、「できる」規程となっております。

この、改正農地法に定められた農地台帳の整備につきましては、自治事務として取り扱うこととされ、具体的な公表の手続き等につきましては、地方自治法及び関連政省令、市町村条例の定めに基づき、市町村の自治体が決定していくこととされておりますことから、この規程を制定するものであります。

なお、規程の作成にあたりましては、全国農業会議所の通知によるガイドライン等を参考に作成し、市の総務グループ法制担当と事前協議を行っていることを申し添えます。

規程につきましては、議案書の21ページから26ページに掲載してありまして、農地台帳の更新や、点検、補正、記載内容の公表等を定めております。

以上です。

議 長 事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議 長 よろしいですか。  
それでは、採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第7号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第7号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告について」審議の上、意見を求めるものであります。

議案書の27ページをご覧ください。

農地法第6条に基づく農業生産法人の定期報告につきましては、6件ございます。

■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の6件につきまして、法人形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしております。

なお、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■の2件につきましては、休業中であることを申し添えます。

以上です。

議 長 事務局長から説明がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議 長 よろしいですか。  
それでは、採決いたします。  
議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第8号「現況証明願について」を議題といたします。

事務局長から説明願います。

事務局長 議案第8号「現況証明願について」ご説明いたします。  
議案書の28ページをご覧ください。  
本件は、市街化調整区域内の土地に係る現況証明願の申請でありまして、願出者は、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さんで、土地所有者も同じであります。  
所在は、■■■■■■■■■■、地番は■■■■■■■■■■、地目の公簿が■■■■■■■■■■で現況は農地・採草放牧地以外です。  
面積は■■■■■■■■■■㎡、願出理由は、土地地目変更登記のためであ



ります。

資料は、29ページと30ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上です。

議長 本件につきましては、現況確認のため調査委員会を設置し、現地調査を実施しておりますので、委員長から報告を受けたいと思います。逢坂委員長、お願いします。

逢坂委員長 議案第8号の現況証明願に係る現地調査の結果について、ご報告いたします。

3月17日の午後2時から赤樿委員、近井委員、私逢坂の3名と事務局の穴戸総括主幹の合計4名で現地調査を実施しましたところ、申請どおりと認められましたので、ご報告いたします。

議長 事務局長の説明及び調査委員長の報告がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 よろしいですか。

それでは、採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、報告第8号は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議につきましては、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第3回総会を閉会いたします。